

# 会 議 録

## 第 23 回和光市子ども・子育て支援会議

開催年月日・召集時刻	令和元年 8月5日 午後7時		
開催場所	和光市役所 502会議室（5階）		
開催時刻	午後7時00分	閉会時刻	午後8時55分
出席委員		事務局	
森田 明美	子どもあんしん部長	大野 久芳	
又地 由美	保健福祉部長	大野 孝治	
星野 葉月	教育部長	結城 浩一郎	
角田 沙織	子どもあんしん部次長	斎藤 幸子	
古家 智代	保育サポート課長	中野 陽介	
後藤 邦夫	保育施設課長	平川 京子	
江口 浩子	地域包括ケア課長	野中 大介	
百武 君代	生涯学習課長	茂呂 あかね	
柳原 和歌子	保育施設課長補佐	上原 健二	
金澤 勇一	ネウボラ課長補佐	浅井 里美	
田中 光子	保育サポート課長補佐	徳倉 義幸	
新井 悦子	保育サポート課副主幹	吉村 知子	
大冢賀 政昭	保育施設課施設整備担当統括主査	山口 元輝	
小橋 保方	地域包括ケア課社会保障政策担当	富澤 崇	
和田 貴博	保育施設課事業管理担当	菅野 由佳	
	保育施設課事業管理担当	成田 真理子	
	保育施設課施設整備担当	加藤 史康	
	保育施設課施設整備担当	山崎 美香	
欠 席 委 員			
大川 浩史 汐見 和恵			
備 考	傍聴 有り		
会議録作成者氏名	又地 由美 星野 葉月		

## 会 議 内 容

事務局（上原）

会議の開催に先立ちまして、本日の配付資料について、確認をさせていただきます。

### 【当日配付資料】

- ・次第
- ・委員名簿
- ・「和光市子ども・子育て支援会議」について（概要）
- ・資料1－1 第二期和光市子ども・子育て支援事業計画骨子（案）
- ・資料1－2 各カテゴリー別の現状と課題
- ・資料1－3 データからみる和光市の現状（概要版）
- ・資料1－4 第二期和光市子ども・子育て支援事業計画の体系図（案）
- ・資料2 和光市広沢複合施設における認定こども園整備について
- ・資料3 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の緊急整備について
- ・資料4 第1回和光市子ども・子育て支援会議基準検討部会に付された事項に対する審議結果について（報告）
- ・資料5 第二期和光市子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール（予定）

不足がある方はいないでしょうか。よろしいでしょうか。

この会議は公開となりますので、会議録作成のため録音させていただきます。

会議録は委員名を明記した要点記録となりますので、発言の際には、お名前をおっしゃってくださいませよう、よろしく願いいたします。また、録音した音声は会議録作成後に消去いたします。

本日はご多用のところ、また、夜間の時間帯にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまより、和光市子ども・子育て支援会議を開会いたします。今回の和光市子ども・子育て支援会議は委員改選後初めての会議となります。なお、支援会議は和光市子ども子育て会議条例第4条の規定に基づき、委員17人以内で組織することとなっております。

では、はじめに、委嘱書の交付を行います。本日市長は公務により欠席のため、このたび委員になられました皆様に子どもあんしん部長より委嘱書をお渡しいたします。なお、時間の都合により、大変恐縮ではございますが、名簿の一番上に名前があります又地様のみ読み上げさせていただきます。その他の皆様におかれましては机上配付とさせていただきますのでよろしく願いいたします。

	<p>&lt;子どもあんしん部長から又地様へ委嘱書交付&gt;  ※その他委員は机上配付</p>
事務局（上原）	<p>ありがとうございました。それでは開会にあたりまして、子どもあんしん部長よりご挨拶を申し上げます。</p>
大野部長	<p>&lt;大野部長 挨拶&gt;</p>
事務局（上原）	<p>本日の会議は委員改選後、初めての会議となりますので、会長及び副会長が決まっておりません。ただいまから、当会議の会長・副会長の選出を行いたいと思います。和光市子ども・子育て支援会議条例第7条第1項の規定により、会長が選出されるまでの間、市長が議長を務めることになっておりますが、本日は公務により欠席のため、代理にて子どもあんしん部長が司会を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
大野部長	<p>それでは僭越ですが、会長選出までは、私が議長の職務を代行させていただきます。</p> <p>ただいまから令和元年度第23回和光市子ども・子育て支援会議を開催いたします。まず、和光市子ども・子育て支援会議条例の規定により、会議開催要件として、委員過半数の出席が必要となります。本日の出席状況について、事務局から報告をお願いいたします。</p>
事務局（上原）	<p>委員17名のうち、本日14名のご出席をいただいております。</p>
大野部長	<p>ただいまの報告によりまして、開催要件の過半数を超えていますので会議は成立しております。</p> <p>それでは、条例第6条第2項に基づき、会長の選出を行いたいと思います。選出は互選によるとされていますが、立候補又はご推薦ということでも結構です。いかがでしょうか。</p> <p>&lt;金澤委員より森田委員の推薦&gt;</p> <p>&lt;森田委員 了承&gt;</p> <p>&lt;森田委員 会長席へ移動&gt;</p>

	<p>&lt;森田会長 挨拶&gt;</p>
大野部長	<p>ありがとうございました。それでは、会長が決まりましたので、条例の規定に従いまして、これ以降の議事進行は森田会長にお願いしたいと思います。森田会長、よろしくお願ひいたします。</p>
森田会長	<p>それではみなさんのお手元に資料があります。今日も非常に盛りだくさんで毎回、この会議ですが、2時間内に収めたいと思っておりますが、なかなか皆様の活発な意見が交わされるとそれが超えてしまう可能性があります。ぜひ最初から飛ばして、いろいろな議論をしていきたいと思っております。</p> <p>それでは、続きまして、「支援会議に正副会長を置く」と規定していますので、ただいまから副会長の選出を行いたいと思っております。副会長も会長と同様に委員の互選となりますので、立候補又はご推薦をいただければと思っております。いかがでしょうか。</p> <p>&lt;又地委員より汐見委員の推薦&gt;</p>
森田会長	<p>それでは、汐見委員に副会長をお引き受けいただくように、これは事務局からお願いしていただき、次回からですが、あるいはその前、今日の午前中からして頂かなければなりません、お願いしたいと思います。</p> <p>続きまして、議事録署名人を指名させていただきたいと思っております。名簿順で又地委員と星野委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>次に、本日は初めての会議となります。簡単に、時間がありませんのでご意見のところでも順々に拝聴したいと思います。簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。所属とお名前のみでお願いしたいと思いますので又地委員からお願ひいたします。</p> <p>&lt;委員自己紹介&gt;</p>
事務局（上原）	<p>&lt;欠席委員の連絡、事務局自己紹介&gt;</p>
森田会長	<p>たくさんの種類の担当の方たちがおいでですね。私はいつも思いますが、このようないろいろな大勢の方々がお集まりいただいたところの話というのは、非常に事業の推進には重要なことだと思っております。お忙しいとは思ひ</p>

ますが、多くの職員の方々がご参加いただいて、そして、みなさんの意見ができる限り多くの事業に生きるようにご協力下さると思います。

それでは最後に傍聴者の方々がいらっしゃるようですので申し上げたいと思います。本日配付している資料につきましては会議終了後に回収させていただきますのでご了承いただきたいと思います。

それでは本日の次第に沿って進めたいと思います。今回の委員改選で、半数超える方々が新たに就任されていますので、改めてこの会議の構成や所掌事項等、運営に関する事項について、事務局から説明をいただいて、議論をはじめたいと思います。それでは、事務局からお願いいたします。

事務局（平川）

それでは、保育施設課長の平川から和光市子ども・子育て支援会議について、ご説明を申し上げます。資料の「和光市子ども・子育て支援会議について（概要）」をご覧ください。

この会議は子ども・子育て支援法等に基づき、現在の「子ども・子育て支援新制度」において、和光市の子どもの福祉に関する事項を調査・審議するため、条例で設置された組織となります。

「子ども・子育て支援新制度」とは消費税率の引き上げによる増収分を活かし、平成27年4月からスタートした幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、社会全体で子どもの育ち、子育てを支えようとする制度でございます。

市町村が地域のニーズをしっかりと把握し、5か年を計画期間とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することも子ども・子育て支援法に定められています。本市も法律に基づき、平成27年度から今年度までの5か年計画として、「和光市子ども子育て支援事業計画」を策定しました。また、次世代育成支援対策の視点を包含し、この計画に基づき、これまで各施策を推進し、今期計画の最終年度となり、第2期事業計画の策定を迎えたところです。

この会議でご審議いただく「子どもの福祉に関する事項」は具体的に何かと申しますと、1つは、市が、特定教育・保育施設、幼稚園や保育園等を指しますが、その施設や特定地域型保育事業といって、主に定員19人以下の保育園等の利用定員を定めようとするとき、また、市の子ども子育て支援事業計画の策定や計画変更するときに、皆様から意見をいただくこととなります。また、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項やその施策の実施状況を調査審議していただくこととなります。更に、国、県、市以外のものが行う家庭的保育事業等、こちらは先ほど申し上げました、地域型保育事業と同じ意味になりますが、

これらを市が認可しようとするときに皆様からご意見をきくこととなっています。これらの子どもの福祉に関する事項、つまり、次世代育成支援対策に関することを含めて、ご審議いただくものとなります。

そこで次第をご覧いただきたいと思います。この審議事項との関係で、今回の審議は3点です。1つは第2期和光市子ども・子育て支援事業計画の策定に当たりまして、本日はまず、体系等について、ご意見をいただきたいということです。

2つ目に、施設の利用定員の設定ということで、広沢複合施設における認定こども園の利用定員について、県の認可を念頭におきまして、市が定める利用定員について、ご意見を頂きたいことです。なお、この認定こども園の整備につきましては、複合施設として、市全体として進めているため、事業者を今年8月から公募する必要があることから、本日ご意見をいただきたいとしたところです。

3つ目に学童クラブの緊急整備について、放課後児童健全育成事業とは学童クラブのことを指します。こちらの整備について提供体制の量は次回の会議でご議論いただき、第2期事業計画に計上するものですが、緊急対応としたいので本日、ご意見をいただきたいということになります。

今回の会議の議題はこのような会議の所掌事項との関係でご審議いただきたいために開催するものになります。

支援会議の構成委員は17名、任期は3年間となっています。

さらに、和光市におきましては、この支援会議の下部組織として4つの部会を設けて、所掌事務を分担し、審査する体系をとっています。まず1つ、基準検討部会では特定教育・保育施設の運営に関する基準等の検討に関することとして、保育料検討部会では、利用者負担の検討に関すること、施設認可部会では、保育園等の市が行う認可、確認及び指導に関すること、支給認定審査部会は、支援の利用決定の審査及び判定に関することを審査いただくために設置しています。

部会は支援会議から会長が指名する委員と、市長が委嘱する部会委員、合計5人以内で構成する組織となっています。なお、支給認定審査部会につきましては、開催回数が多いことから10名以内として、2つの会議体に分けて、ご審査いただいているものとなります。

今回は任期の開始となることから、後ほど会長から委員をご指名いただくこととなります。任期は同じく3年間となっています。

また、今回の支援会議では審議事項の他に報告事項があります。これは、部会を開催したことから規定に基づいて、部会長から支援会議に審査の報告が提出されたものとなります。

以上、簡単ではございますが、和光市子ども・子育て支援会議と本日の審議事項との関係を含めた説明となります。

森田会長

なかなか説明を受けても具体的に分かりにくいと思います。よろしいでしょうか。簡単に言えば、1つは総合計画です。子ども・子育ての総合的な計画です。具体的には保育、教育、子育て支援等の授業料やさまざまな事業の量的な整備等を行っていくもので、この2つが大きくあり、それに伴っていろいろな日程等が変わってくるということです。非常にいろいろな部会にもご協力をいただきながら、ここは最終的な親部会として判定していくこととなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは事務局からの説明に対して、質問がなければ、続きまして、部会委員の指名を私がしなければいけません。

部会は会長が指名する委員及び市長が委嘱する部会委員をもって組織されると、今、説明がありました。そこで私の方から皆様の選出母体との関係もございすが、その関係で後藤委員、新井委員、大冨賀委員に願ひということですが、よろしいでしょうか。お三方ですが、更にこの委員の方々に基準検討部会・保育料検討部会・施設認可部会、このようところで委員として、ご活躍を願ひしたいと思います。

それから支給認定審査部会につきましては、田中委員と新井委員に願ひしたいということですが、よろしいでしょうか。よろしく願ひいたします。

それぞれ部会が決まりましたらご案内できますので、ご出席をいただき、ご意見を頂戴いたしますように願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。

皆様、お忙しいところをご協力願ひしたいと思います。

それではこれで一応、最初の会の組織をつくるというところの今、願ひを全てしたところです。事務局はこれでよろしいでしょうか。これで全て完了したということですのでよろしく願ひいたします。

## (2) 審議事項

森田会長

それでは第1回の議事に入りたいと思います。本日は先ほどご説明にありましたように3つの審議事項、

- ア 第二期和光市子ども・子育て支援事業計画の体系(案)について
- イ 認定こども園整備の利用定員の設定について
- ウ 放課後児童健全育成事業の緊急整備について

この3つの審議と1つ、報告事項があります。これは第1回和光市子ども・子育て支援会議基準検討部会に付された事項に対する審議結果について、これは報告というかたちで受けたいと思います。

それでは順を追って、審議を進めていきたいと思います。最初に今日、これが一番重要な大きなテーマになります。概ねこれを大体1時間くらいで進めたいと思います。結構、盛りだくさんですが、ご協力いただきたいと思います。この体系について、事務局から説明を受けまして、そして、皆様の質疑応答というかたちで進めていきたいと思います。それでは事務局からお願いいたします。

#### ア 第二期和光市子ども・子育て支援事業計画の体系（案）について

事務局（菅野）

保育施設課の菅野から審議事項の1つ目、今日のメインテーマになります。第2期和光市子ども・子育て支援事業計画の体系案についてご説明をさせていただきます。

まず、審議事項に入る前にご報告になります。

第2期和光市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたりまして、6月にニーズ調査を実施させていただきました。そのニーズ調査の概要については、1つは就学前児童保護者への調査として0歳から5歳のお子さんのいる世帯、2,000世帯を対象にしたものと、妊婦への調査として、妊婦300人を対象に調査を行っております。今回、事前送付にて、単純集計結果の速報値を送付させていただきました。報告書については改めて第2回会議までにお示ししたいと考えております。

事前送付におきましては6月24日までの回収分として、回収率を就学前児童保護者調査が57.2%、妊婦調査が58.7%と記載させていただきましたが、本日時点の回収率についてご報告させていただきます。現時点では就学前児童調査が1,332通回収、回収率が66.6%となっています。また、妊婦調査が195通回収、回収率は65%となっております。

それでは審議事項の第2期和光市子ども・子育て支援事業計画の体系（案）について、本日机上配付いたしました、資料1-1、1-2、1-3、1-4、この4つの資料を使って、ご説明をさせていただきます。机上にご準備をよろしく願いいたします。最終的には資料1-4の体系図にてお示ししている柱についてご議論いただく予定ですが、この体系図に至った経緯等について、資料1-1から資料1-3を使ってご説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは資料1-1、A3の「第二期和光市子ども・子育て支援事業計

画の骨子（案）」をご覧ください。この資料については左側に第1期和光市子ども・子育て支援事業計画の概要、その隣に国や県の動向や現状等からみた見直しの視点を記載しております。この第1期の計画と見直しの視点を踏まえて、右側の太枠に今回策定する第2期和光市子ども・子育て支援事業計画の骨子（案）をご提示しております。

まず本計画策定の位置づけについて、ご説明させていただきます。こちら、資料に記載がございませんが、口頭にてご説明をさせていただきます。本計画は子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画となっております。子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画とは市町村が5年間を1期として、幼稚園や保育園といった教育・保育事業や延長保育や一時保育等の地域子ども・子育て支援事業について、地域にどのくらいニーズがあるのか、そして、市としてそのニーズに対してどのように提供体制を確保していくのか、いわゆる基盤整備計画となっております。こちらは市町村では策定義務の計画となっているところです。

2つ目に本計画は次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画を包含しております。次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策行動計画とは次の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境整備を図るため、子育て支援の充実や子どもの健全育成等、総合的に推進する計画となっております。こちらは子ども・子育て支援法の施行される前の27年3月までの時限立法となっていました。37年3月まで10年延長されることとなり、市町村の計画策定は任意となっているところです。

和光市ではこの2つの計画を一体的に策定し、第1期の和光市子ども・子育て支援事業計画として策定して、推進してきたところです。

今回、第2期和光市子ども・子育て支援事業計画ではこの2つの計画の位置づけに加えて、厚生労働省の通知に基づく母子保健計画といった、福祉だけでなく、お母さんやお子さんの体の保健対策や予防といった視点を新たに加えて、一体的に策定したいと考えているところです。

それでは資料の一番左側をご覧ください。第1期計画では「子どもが自己肯定感をはぐくみ健やかに育つ仕組みづくり」を理念として、この理念の実現のため、基本目標の「地域包括ケアシステムの構築による子ども・子育ての自立支援」とその下に4つの基本方針を定め、計画を策定しています。内容では、子ども子育て支援法に基づく計画の必須記載事項であります。教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制、その他、保育料関係の記載、最後に子ども・子育て新システムデザインという表題になっていますが、こちらは計画を推進していく上でのさ

さまざまな考え方等を記載しておりました。

第1期の計画については次世代育成支援対策推進法の計画を包含すると計画には記載していましたが、実際、計画に記載されている内容は見ていただくと分かるように保育等の基盤整備を中心とした比較的守備範囲が狭い計画となっていたため、第2期計画では記載する内容の幅を広げた0から18歳までの子どもを支援対象とした総合的な計画としたいと考えております。

また第1期計画では4つの基本方針を掲げているものの、計画に記載されている具体的な施策が何を目的として実施されているのか分かりづらい構成の計画となっておりましたので、第2期計画では施策の整理及び体系化を行い、それぞれのぶら下がっている事業が何を目的として実施されているのか、市及び事業従事者、市民の方々にもわかるような計画としたいと考えております。その中で保育料につきましては第1期計画において、新制度施行に伴い、大きな保育料体系や金額の変更を行ったことから保育料の基本的な考え方及び保育料体系の変更に伴う激変緩和の助成等について記載をしていたところです。現在は経年の中で激変緩和措置が終了し、現行の保育料及び保育料体系についても一定程度、市民の理解が進んだこと、また、保育料の見直しそのものについては条例において位置づけられていることから、今期計画においては保育料にかかる記載は行わないこととしたいと考えています。

資料の横にうつりまして、第2期計画の見直しの視点になります。昨今、国や県の動向といたしましては、こちらに記載されているように少子化対策として、主に待機児童解消に向けた保育の受け皿の確保、また、保育無償化の動き、更には保育の質の確保、また保育だけでなく、「小1」の壁の打破に向けた新放課後総合プラン、これは国が策定しているものですが、それによる学童クラブと放課後子ども教室の一体的な整備の推進が掲げられる等、国としては、働く保護者に対する保育ニーズへの対応が進められているところです。

さらに子育て支援においては妊娠から出産・子育ての切れ目のない支援が推進されているところです。

また児童虐待相談・通告件数が28年連続で増加、悲惨な虐待事件等が相次いだことを受けて、親による子どもへの体罰禁止等、児童虐待防止法及び児童福祉法の改正がされているところです。

世界と比較しても日本の貧困率が高いことを受けて、子どもの貧困対策を推進する等、さまざまな困難を抱えた子どもや子育て家庭に対する支援が進められているところです。

このような国・社会等の状況を踏まえまして、第2期和光市子ども・子育て支援事業計画の骨子をこちらの資料右側の太枠のようなかたちでまとめさせていただきました。

第2期和光市子ども・子育て支援計画の位置づけとしましては、一番上に記載がありますように、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策行動計画と新たに母子保健計画の視点を盛り込んだ一体的な計画とさせていただきます。

その下の基本理念については第1期計画期間中の平成29年度の間見直しにて設定いたしました「子どもが自己肯定感をはぐくみ健やかに育つしくみづくり」を引き継がさせていただきます。

その下、基本目標については第1期計画にて、地域包括ケアシステムの「構築」による子ども・子育ての自立支援を掲げ、子育て世代包括支援センターといった相談機関を圏域ごとに整備し実施をしてきましたので「構築」については一定程度達成したものと判断しております。第2期計画においてはこれらの仕組みをさらに推進していく、機能化させていくとの観点から地域包括ケアシステムの「推進」による子ども・子育ての自立支援を設定したいと考えております。

この基本目標に向けて、5つの基本方針と11の基本方針の視点を設定しております。この5つの基本方針と11の方針を設定したものについては、資料1-2及び資料1-3を使い、説明をさせていただきます。

それでは資料1-2と資料1-3をご覧ください。資料1-2については、5つの基本方針について、柱ごとにどうしてそのような設定をしたのかという考え方を記載したものになっています。

併せて、資料1-3については設定するにあたって、市の基本的な人口動態等のデータや第1期計画における基盤整備の実績を載せてございます。

それでは資料1-2の1ページ目、5つの柱の1つ目、「1. 安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進について」、ご説明をさせていただきます。この設定にいたる子どもを取り巻く国や社会の動向としましては、まずは少子化が進行している、また核家族化による育児負担感の増加や孤立が増えていること、28年連続児童虐待件数の増加、離婚率の増加、国際化等、家族の形態も多様化していて、子育てに関する悩みや複合的な課題を抱えた家族が増えているところです。併せて先に申し上げたように、子どもの貧困という観点から、子どもの7人に1人が貧困状態にあるというデータもあります。そのような状況の中で保健の分野においても、国が定めている健やか親子21というものがありますが、その中では、「切れ目のない妊

産婦・乳幼児への保健対策」や「育てにくさを感じる親に寄り添う支援」、また「妊娠期からの児童虐待防止対策」の視点を盛り込む等、さまざまな視点においての子育て支援の重要性が増しているところです。

和光市の現状といたしましても、市内で出産ができる場所がほとんどありません。市外での出産が大半を占めることや核家族が多く、転入・転出が激しいことが和光市の特徴となっています。子育て世代の孤立やその問題が重度化しやすい環境にあると言えます。このことから第1期計画においても妊娠期の母子手帳交付の時期から切れ目なく相談支援を行うことを目的として、子育て世代包括支援センターを整備して支援をしてきたところですが、就学前児童保護者調査では子育て世代包括支援センターを利用したいという希望と実際に利用したことがありますという実態にギャップが生まれている状況です。

また資料1-3のデータに記載している、和光市の人口動態のデータからは中段に記載していますが、外国人人口の増加や障がい児の数、特に障がい児で言うと療育手帳や精神手帳を取得している方が増えており、併せて保育園や学童クラブ等での受け入れの対応も増えているところです。

なお子どもの貧困の部分について、和光市では生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援計画を策定しています。国ではこの地域福祉計画に含めて、この分も策定可能とされておりましたが、和光市では実行機能を高めるために単独で生活困窮者自立支援計画を策定しております。その計画中に子どもの貧困に対する対応として「負の連鎖を次世代に継続させないための適切な生活支援」といった視点を定めて、推進しているところです。

このようなことから妊娠、出産、産後、子育ての不安が解消され、すべての子育て家庭が安心して子供を産み育てることができるよう、1つ目の施策の視点として、「①妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない支援体制を強化」することが必要ではないかと考えております。

また、虐待防止対策、障がい児や医療的ケア児への支援、ひとり親や外国籍の家庭への支援、子どもの貧困対策等のさまざまな観点から、2つ目の施策の方向性「②特別な配慮を要する家庭への支援強化」が必要ではないかと考えております。

従来におきましては、わこう版ネウボラというかたちで、子育て世代包括支援センターを設置する等、推進してまいりましたが、今後それらの機能強化が一層求められているのではないかと認識しているところです。

この2つの方向性を総合して、基本方針の1「安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進」を図りたいと考え、設定をしているところです。

次に、大きな柱の2つ目、「子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実」について、ご説明させていただきます。国や社会の動向としては共働き世帯の増加による保育ニーズが増えていること、また、それに伴い保育士等の担い手が不足していることから、国では子育て安心プランによる待機児童解消施策と保育人材の確保が進められているところです。一方で就労に伴う保育ニーズの増大による量の拡充が急激に進められていることから、そのサービスの質の確保や向上が叫ばれているところです。また女性の社会進出と多様な働き方が進んできたことから、預かりのニーズについても多様化しているところです。和光市の現状といたしましても、ニーズ調査の速報値の結果から保護者が保育園等を選択する基準では、距離に次いで教育・保育の内容や方針で選んでいる方が多いこと、また子育てについて身近に相談できる場所がありますかという問に対して、家族・親族や友人・知人に次いで3番目に保育士が上がっており、子育て家庭にとって、子育てに関する保育士への信頼度が高いことがうかがえます。第1期計画期間中におきまして、和光市では保育士等に対して、子どもへの保育の視点だけではなく、家庭支援も重要視した研修を行っており、研修の効果と日々の保育における保育士の方々の実践が評価されたような結果と思っております。また保育園や幼稚園といった定期的にお預かりする以外のサービス、たとえば一時保育や病児・病後児保育等についてもサービス基盤はありますが、実際のサービス利用と今回の調査結果からみる希望、使いたい希望といったところには乖離があるところです。

このようなことから子どものいのちを預かるといった面で設備や運営面での質の確保を図るとともに、子どもの育ちや保護者の方の親育ちを支援できるよう、3つ目の施策の視点として、「子ども基点」の子どもの育ちと子育ての質の確保・向上」をより図っていくことが必要ではないかと考えております。

また、教育・保育サービス等については多様な就労状況や多様な預かりのニーズに対応するため、実際の利用実態と利用希望を分析した上で預けたいときに預けられる仕組みを構築するため、4つ目の施策の視点として、「多様なニーズに対応した教育・保育サービス等の推進」が必要ではないかと考えております。

この2つの方向性を総合して、大きな柱の2つ目「子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実」を設定しています。

次に大きな柱の3つ目、「次世代を担う青少年への支援」について、ご説明させていただきます。国や社会の動向としまして、共働き世帯の増加による学童保育、小学校に上がった後もお預かりを必要とする児童が増加す

る中で、就学後の小学校1年生の壁「小1の壁」の解消に向けて、学童クラブと放課後児童教室の一体的な実施を国は推進しているところです。また、いじめ、引きこもり、不登校等の困難を抱えている子どもへの支援や自立・活躍できる社会を目指した子ども・若者育成支援対策の推進が進められていること、インターネット等の情報通信環境は常に変化して、良くも悪くも影響をもたらすといったところから、ネット上のいじめやネット依存、有害環境への接触増加等も問題視されているところです。和光市の現状といたしましては、子どもの放課後の過ごし方について、来年就学する5歳児の保護者への調査で自宅、習い事、わこうっこクラブ、学童が子どもに過ごさせたい場所というかたちで選択されています。一方で子どもへの意見聴取ですが、キッズサミットと記載しておりますが、内容としては児童センターや学童等に通っている子どもたちに集まっただき、放課後を過ごしたい場所といったところの意見聴取をしたものになっております。そちらでは友人の家や児童センター等、安心できる室内で自由に過ごしたい、友人と一緒に遊びたいといったような希望が多い状況でした。

また中学校不登校者の割合は市内中学生児童の約2%が不登校者となっております。教育支援センターへの相談件数は年間2,300件を超えているところです。

このようなところから5つ目の施策の方向性として、子どもの希望を踏まえた、親・子ともに安心であることを前提とした、「子どもの居場所づくり」が必要ではないかと考えております。

また6つ目の施策の方向性として、青少年を取り巻く生活環境等の変化に伴い、子どもが抱える悩みの多様化と複雑化に対応するために「悩みを抱えた子どもへの支援」の推進が必要と考えております。

7つ目に青少年を取り巻く生活環境が変化していることに伴いまして、有害情報や有害環境への接触に適切に対応する環境や力を育むため、「学童期・思春期から成人期に向けた青少年健全育成支援」が必要ではないかと考えております。

以上の3つの施策を総合して、「次世代を担う青少年への支援」を大きな柱の3つ目としております。

次に大きな柱の4つ目「子どもが育つ環境整備」について、ご説明させていただきます。こちらは今回、設定する基本理念であります、「子どもが自己肯定感をはぐくみ健やかに育つ仕組みづくり」を実現するためには、やはり「環境」を整えることは必須の項目であると考えております。こちらは今回、大きな柱の1つとして、組み立てさせていただきました。

子どもを取り巻く・国社会の動向としましては、大人になってからの生

活習慣病の増加、また、少子化、核家族化、都市化、情報化、国際化等の価値観や生活環境が多様化する一方で、地域コミュニティが衰退する等、子どもの育ちの環境が急速に変化をしております。また昨今、子どもが巻き込まれる事故や事件のニュースが後を絶たない状況です。和光市の現状といたしましては、こちらは食育の観点になりますが、通院費のうち、約3割が生活習慣病の医療費となっております、20代後半から増加傾向です。また、20代の女性は3割が低栄養の疑いで、20代男性の2割が肥満傾向にある等の結果が出ております。

そのような観点を踏まえまして、8つ目の施策の方向性として、成人期の生活習慣病を予防するために乳幼児期から食事に関する親しみや知識の普及等、「子どもの健康な心と体をはぐくむ食育の推進」が必要と考えております。

また、9つ目の施策の方向性として、多様な生活環境にあっても、子どもの育ちを保障するため、「子どもの主体的な遊びの機会の提供と環境整備」が必要ではないかと考えております。

そして10番目の施策の方向性として、子どもが巻き込まれる事故や事件の多発という状況に対して、子どもが巻き込まれないような安全対策が必要ではないかと考えております。

以上の3つの施策の方向性を総合して「子どもが育つ環境整備」を4つ目の大きな柱として、設定させていただいております。

最後に5.「教育・保育等の基盤整備」について、説明させていただきます。こちらは、子ども・子育て支援法に基づく、必須記載事項となっております。いわゆる待機児童が問題視されている中、その待機児童解消に向けた幼稚園や保育園等の基盤整備になっています。市内にはどのようなニーズがどのくらいあるのかといった量の見込みを行い、その需要に対して、どのように提供体制を確保していくのかといった基盤整備の部分となっています。

参考資料の資料1-3の2枚目をめくっていただいたところに記載していますが、こちらは市の第一期計画の5年間の実績となっております。第一期計画期間中の5年間で、市としては保育施設について、734人分の定員を拡大して、学童クラブについても195人分の定員拡大を図ってまいりましたが、依然として、待機児童は解消されていない現状があります。これらの量の見込みについては今後の和光市の人口推計における子どもの人口の推移や今回実施したニーズ調査結果からそれぞれ量の見込みといったものを算出して、現在の利用状況等を踏まえて、必要量と供給量に対して、検討を進めてまいりたいと思います。

以上のようなことから資料1-4の体系図(案)を作成しました。全部で5つの柱と11の施策の方向で組み立てさせていただいています。こちらは繰り返しとなりますが、第1期から第2期計画の変更点といたしましては大きく4つあります。

1つ目は今回から母子保健計画を包含しますということ、2つ目として、基本目標について、地域包括ケアシステムの「構築」から今回は「推進」に変更したこと、3つ目として、第1期計画の守備範囲が妊娠・出産・子育て、特に未就学児童に対する支援や保育園等の整備計画に寄っていたため、第2期からは0歳から18歳までの子どもや子育て家庭の施策というかたちで守備範囲を広げて、再構築、体系化させていただいたこと、具体的には、基本方針の3つ目の「青少年への支援」や4つ目の「環境整備」の視点は新たに柱立てさせていただいたところです。

4つ目として、今回から施策を体系化する、こちらの図のように体系化することにより、今後、11の柱にぶら下がる施策を第2回では設定させていただきたく予定です。この具体的な落ちてくる施策や事業の目的を明確化することと併せて、保育料の記載は削除するといったことが大きな変更点です。

改めて、最後に資料1-1、A3のものをもう一度、ご覧いただけますでしょうか。こちらの太枠の一番右側に取組の1例として、具体的な施策等について、記載をしています。あくまでこちらは、体系図(案)の大きな柱について今回ご議論いただくうえで、11の施策の方向性は非常に大きな枠となっていますので、その下に紐づく具体的な取り組みの視点をイメージするために、このようなかたちで羅列をさせていただいています。しかしながらこの具体的な取り組みの部分は、次回の会議において、改めて示させていただくため、今回では不確定の部分、未定の部分となっています。第2回の会議においては、この具体的な施策の案について、ご提示をさせていただき、改めてご議論をさせていただきたく予定です。そのため、本日は、資料1-4の体系図(案)について、足りない視点や柱立ての構成の仕方等について、ご議論をいただければと思います。

長くなりましたが、説明は以上です。

森田会長

今、事務局からの説明がありました。少し、みなさんにもう1回、振り返りながら、ぜひ、このような視点はどうか、本当にお気づきの点や自分はこのように伝えるべく、この委員会に出てきたという方もいると思います。そのようなところでも結構だと思います。どうぞ自由にご質問をいただければと思います。

今、お話がありましたようにこの資料1-1、大きいA3の図がこの大元になっているものであるということです。もちろん、これは今日、ご議論したものの、これからですが、実は3回、議論していくこととなります。順々に細部に渡った事業をしていきます。そこに今、気づいたから、前のところのこの部分が気になるというかたちで言ってくださっても構いません。いずれにしても今回はこの骨子はまずは掲げて、事業に落としていくかたちになりますので、この骨子のつくりかたについて、何か気になる点、あるいは分からない点等があれば、出していただければと思います。

今回、はじめての方もいらっしゃると思いますのでこの骨子(案)、資料1-1を見ていただきますと、見直しの視点というものがあります。この計画自体は先ほど言われたように5年間の計画です。今年度で第1期のものが切れます。そのため、次、来年からの第2期の5年間の計画、事業計画をつくっていかねばいけません。そのとき、一体5年間の間に何が大きく変わったのかということをお話いただきました。特に元々の事業計画と次世代育成支援の行動計画にプラスしないといけないものが出てきました。こちらへ非常に大事なものができています。

1つは子どもの貧困対策です。この間に本当に世界的に見ても日本の子育て世代の貧困は、とりわけひとり親家庭等の貧困が非常に顕著になってきたということがあります。すでに国では取組まれていますが、この問題について、自治体ではどのように考えるのかについて、この計画の中で何らかのかたちで盛り込んでいかねばいけません。

それから、もう1つ、非常に大きなものが和光市の場合はずでに地域包括ケアというものについて、非常に取組んではきました。この推進にあたり、特に母子保健の領域というものの取組みが重要になってきました。これは母子保健と福祉の一体化というものが非常に重要になっていくわけです。この点についての取組みが非常に重要になって、ここにつくられています。これが2点目の問題です。

そして3点目の問題ですが、今まで、とにかく最初の計画のときは特に就学前、少子化対策が中心になっていたのですがどうしても未就学、乳幼児、妊娠・出産・子育てのところ、乳幼児が中心になっていました。ここをもう少し広げないといけないといけない、次世代をどのように育てていくのかと考えると、少なくとも18歳までを見通したかたちでの計画が必要になってきます。そこを今回のところでは包含していくような計画にしていくと考えて、そして、具体的にはこの右の太枠内に書かれている5つの柱と11の視点です。これを今までの計画と不足しているところから少し調整しながら、とりまとめて、定量化していただいたこととなります。

分かりますでしょうか。このようなかたちになります。現場的作業のところは資料1-2で非常にまとめられていますので、ぜひご覧いただければと思います。

それではこの中で1のところから少し順々に追っていくとよろしいかもしれません。1、2、3、4、5と行きたいと思います。ぜひご意見を頂戴したいと思います。

まずは1のところはいかがでしょうか。安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進というまとめの言葉が出ていますが、いかがでしょうか。

又地委員

保育園保護者会長の又地です。1点になります。基本方針視点の②特別な配慮を要する家庭への支援強化について、前回の計画にはない、外国籍家庭への支援が入ったということは非常によろしいことだと思っています。和光市は外国人の方が大勢います。私の娘が通う保育園にも大体割合的に今、25人クラスの子どもたちがいたら、そのうちの2、3人は外国籍の子どもが占めるような状況になってきています。なかなか日本語や日本の文化を理解されない親御さんや子どもも増えてきています。このような外国籍家庭への支援は日本が今後目指す異文化共生という観点からも非常に重要だと思いますので賛同します。

森田会長

他にはいかがでしょうか。

大冢賀委員

地域ということではありませんが、全体的なことでお聞きしたい事があります。私は和光市の中で地域福祉計画の策定委員もしています。みなさん、ご存知か分かりませんが、この1次計画の最初の方に和光市の中の福祉計画全体のとりまとめとして、地域福祉計画、その後に高齢、障がい、子ども・子育てが、ぶら下がっているデザイン等があります。今、絶賛、地域福祉計画は今年度、新しい計画を立てていて、ここのところでおそらく大枠のところでは連動はしていると思います。日々、ここの連動、次回の地域福祉計画でつくられている柱とこちらの計画が連動している資料を次回のときに出していただいた方がよりみなさんもすっきりするのではないかと思います。その中で事務局から説明がありましたが、生活困窮者自立支援や全体的な話になりますが、今、会長からもありましたが、就学前の保育の受給のところに焦点が当たっていました。全体的な子ども・子育ての受給のところですので、そこのところをみなさんにも見ていただきながら、議論していただければよろしいのではないかと思います。

事務局へお聞きしたいのですが、今回はこのような柱がありませんでし

た。今回は内容を柱で整理しましたということが、新しいところだと思います。具体的には、今日の議論ではないと思いますが、A3の紙の一番右側にあるようなところが具体的な事業になっていて、具体的にここをどのように展開していくのかという目標値みたいなものが書かれていると思います。そこのところの目標値とともに計画全体の目標値のようなものも設定するとよいのではないかと、今、地域福祉計画の方で策定、検討しているところです。たとえば何を何件しましたかというところで結局、何を目指すのか、その結果、住人や子どもはどのような影響を受けたのかが見えにくくなって、評価がしにくくなってしまう意見も出ています。ぜひ、こちらの子ども・子育ての方でも何らかのデータを引っ張ってきて、このようなどころも評価できるような施策をしていただければと感じました。

森田会長

ありがとうございました。今のお話は、要するにこの計画は和光市の中にいろいろな計画がありますが、全体で言えば、和光市の総合計画のようなものがあり、その中の具体的には地域福祉計画の中の1つとして、位置づいていきます。全体の調整はどこでどのように図られているのかということだと思います。これについては前回の計画のところでは、4ページのところで他の計画との整合性というかたちで書かれています。ここに今回、こちらにプラスして、国の1つの動きというものがあり、いわゆる必須の計画とできる計画、できたらつくった方がよい計画、このようなものを調整しながら、計画をつくっていくこととなります。ここで今、お話をいただいたようにこの中で見ると、子ども・子育ての支援計画という和光市の計画のところになっているということです。他の計画との調整等についてはどのようなかたちで行われているのかについて、事務局からもし今、お答えできる範囲で結構だと思いますが、あれば、お願いしたいです。

そして、もう1つは非常に大事なことをおっしゃっていただきました。量的なインフラ整備をして、たとえば待機児がいなくなった、あるいは保育園だけではなくて、学童方でも待機する人がなくなった、これは会議の中でも随分といろいろと議論してきました。一体、何が実現されることが、子どもや親たちが幸せにここで暮らせるということに繋がっていくのか、ここの議論は非常に大事になってきます。そのような意味でそれをどのように図っていくのか、実は各自治体、非常に苦慮している指数です。量的にはあるのですが、一体、どのような概念でどのようなかたちでそれをデータ化していけば、これがよくなっていくというように取れるのか、特にこれがむずかしいのは和光市の場合、人口の移動が非常に多いところです。そのような意味では、具体的には5年前にとった人と5年後にとる

人、全く異なる等、途中でも入れ替わりが結構あります。このような状況の中で一体、どのようにとっていけば何が分かってくるのかということについても非常に大事な指摘だったと思います。今回の調査やそのようなものでも議論があったのかどうか、続いて、事務局からお答えいただけますでしょうか。

事務局（菅野）

計画の連動性につきましては、現在、こちらの計画に記載している整合性は古いものとなっています。次回会議ではその位置づけについてはお示しできるようなかたちで考えたいと思っています。

具体的な連動といたしましては、地域福祉計画を福祉関連計画の理念計画として、その下にさまざまな制度等に基づく個別計画を策定しております。そこは保健福祉部と子どもあんしん部で連携して、実施をしていきたいと考えています。

事務局（富澤）

今の意見の補足についてですが、まずは今、皆様のお手元にある子ども・子育ての新事業計画の連携の部分についてはおそらく地域福祉、総合進行計画という市の上位計画、全体的な運営方針を定めた計画の下に福祉分野における原理計画として、地域福祉計画があり、地域福祉計画に紐づくようなかたちで高齢の計画の長寿あんしんプランや子どもの計画、障がいの計画がぶら下がっている図になっていると思います。

29年度、こちらでも計画の相関図について、更新を行っています。今現在、保健福祉部の各計画に記載している計画の相関図についてはこれ以外にもたとえば保健の分野では健康増進計画、健康わこう21があり、そこに自殺の対策計画や食育推進計画、地域の中でそのような保健施策をどのように展開していくのかという保健分野の理念計画及び実行計画があります。

それ以外にも医療の計画で医療のその実行計画、理念計画と分かれていて、保健・栄養・福祉の3つの理念計画及び実行計画が相関図として置かれています。ポイントとしては、福祉の理念計画、福祉の実行計画だけではなく、たとえば健康増進計画の中に自殺対策計画があります。自殺対策を進めるにあたってはたとえば生活困窮等との連動性が不可欠になっています。今、お示しをしている図については3つの理念計画、それにぶら下がる行動計画がそれぞれに健康の計画と理念計画と福祉の実行計画が相関しているという図をお示しさせていただいています。その部分については各所管課で作成する計画だけではどうしても他課との連携が取りにくい部分があります。地域包括ケア課でその部分に関しては他計画との連動調

整を図っている状況になっています。

森田会長

よろしいでしょうか。

大塚賀委員

おそらくこの会議は続いていきますので、委員の皆様にもぜひ他の計画で柱が立っていることも見ていただければと思います。資料提供でも構いません。

私は後の議論で出てくる子どもの居場所づくりは地域福祉でどのように居場所をつくっていくのかというところに連動していきます。他の量のところでは学校教育との連動ということでもう少し皆様と議論をした方がよいのではと思います。そこのところをぜひお願いいたします。

アウトカムのところについて、地域福祉計画でもむずかしいというお話です。健康わこう21の健康増進計画では市民向けの大きな調査を行っています。そのあたりから地域住民にどのような意識の変化があったのかというところも取れると思います。そのあたりからこちらに関連する要素をぜひ引っ張っていただければと思いました。

森田会長

ありがとうございました。いろいろな計画が多くありますのでいろいろなところに関わっている方たち、行政の方たちも含めて、そのようなある意味では情報を交換していくようなことも非常に重要だと思います。改めて、そのような視点をもった計画づくりをしていくことを共有しておきたいと思います。

それでは2番の方に移りたいと思いますが何か気になる点等、いかがでしょうか。

小橋委員

一般公募で来ている小橋と申します。1安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進というところで基本的にはこちらに上げていただいているような視点はそうなのかなと思います。

今回、配布していただいているアンケートの速報値の中身を見て気になったところがありました。こちらのアンケートの中身で含まれている対象者がたとえば、就学前児童保護者の方に対して聞いていて、認知の状況とBで利用経験とCで今後の利用意向に継続を含むというかたちの調べ方をしています。一番はじめの入り口みたいところ、こちらも認知は高いですが、利用経験や今後の利用意向は非常に低いように見えて、ただ単純に和光市にいなかったから使っていなかったのか、何が逆に魅力的に感じていないものがあり、実際は使っていただきたいとせっかく用意しています

が、届ききっていないのかということが、この結果だけでは見えにくいです。どのように受け止めてよいのかを疑問に思いました。これは計画にしっかりと落とし込んだ方がよいのであれば、反映していただけるようお願いしたいところではあります。

森田会長

ありがとうございました。こうしたデータを見て、気になるところはぜひ、この中で全体に個別に議論していただく時間はありませんが、いくつか出していただき、このようなところ、事業のところでは活かしてほしい、そのような提案の仕方をなさってください。お願いいたします。またこれから議論していきますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

他にはいかがでしょうか。第2の方の柱で、時間も限られていますので申し訳ありませんが、2のところでありますか。コレクションは教育・保育のサービス等の充実というところではあります。質の向上ということと、教育・保育サービス等の推進という、多様なニーズを打ち出していますが、この2つの柱について、よろしいでしょうか。

3番目ですが、こちらは新しく項目を立ていただきました。次世代を担う青少年への支援ということではあります。ここで居場所づくりと悩みを抱えた子どもへの支援、学童期・思春期から成人期に向けた青少年健全育成支援というかたちで入っています。いかがでしょうか。特に教育や地域など、いろいろなかたちであります。

又地委員

⑤子どもの居場所づくりに関連して、資料1-2の3ページでニーズ調査等からみる市の現状のキッズサミットのところではあります。正直な意見として、キッズサミットの認知度が低いのではないかと思ひました。子どもたちの理念をどのように反映していくのかをやや疑問に思っています。たとえば、これはできるかどうかは分かりませんが、子どもたち自身に対してもアンケート調査をして、学童利用児、学童を利用していない子、両方に対して、調査をして、その子どもたちの特性に応じて、どのようなニーズがあるのかを分析してもよろしいのではないかと思ひますので、ご検討いただければと思ひます。

森田会長

他にはいかがでしょうか。おそらく今から調査してははとも間に合いません。どのようなかたちでの調査ならば、具体的に可能かというところを考えなければいけないと思ひます。実際のところ、11月くらいにパブリックコメントへもっていかなければいけない。いろいろなかたちで、自治体によってはヒアリングをずっとかけていくという方法もあります。

グループでいろいろな集団に調査していくという方法もあります。

大塚賀委員

地域福祉計画のところでは恐縮ですが、ちょうど住民懇談会といって、住人の皆様の地区ごとの意見を集約するということがはじまりました。前回の会議でも子どもの声を聞き、いろいろな集団の声を聞いた方がよいという意見が出ていました。可能かは分かりませんが、それと同じタイミングでたとえば、子どもの集団、委員に先生がいるので第5小学校の生徒を集めて頂いて、放課後児童クラブも、子どもの声を吸い上げるようなものも検討の余地があると思います。アンケートよりはそちらの方が現実的なかたちだと思います。

森田会長

いかがでしょうか。他の自治体等では非常に行っている意見の徴収方法です。私も先日、埼玉県別の自治体で小学生と中学生の放課後に10人くらい集まっていたいただき、グループでの討議を行ってきました。非常におもしろい意見をしっかりと出してくれます。非常に有意義な会でした。今、ちょうど夏休みですのでむずかしいと思います。時間と場所、人が、きちんと参加していただければ可能になってくると思います。

何か他にご意見はありませんか。このような若者たちの施策、青少年の施策というところにフォーカスしたものを作り出していくという方向性です。

大塚賀委員

非常に3番の柱が私自身良いと思いました。この根拠のところ、ご説明いただいたところのニーズ調査から取られた現状のところ、4の市の現状のところは健康増進計画のことばかりになってしまっています。このところの内容について、もう少し環境整備ということですので、広く他の調査から引っ張ってきた方がよろしいのではないかと思います。

同じように3のところも他の調査、今のグループヒアリングを行うというところで3や4も重要な視点だと思います。この根拠となる、何か事前の調査をしていくと、これがどう変わるのかという評価もしやすくなると思いますのでここを検討していただければと思います。

非常に具体的なところですが、前回計画でトワイライトステイ、前回計画の73ページに地域子育て支援事業の中でいろいろな事業メニューがあります。トワイライトステイについては利用状況を見て検討していきますと書かれています。このような地域子育て事業の整備状況、こちらの1-3の概要版に実績値が書かれています。結局、事業メニューが多くあり、実績値ができましたというものがあります。足りているのかどうか、分か

りません。今後、基盤整備5のところにも関連すると思いますが、ニーズ調査から読み解いて、足りているのかどうか、それは何によるものなのか、もう少し分析した上で基盤整備のようなものも含めていければよいのではないかと思いました。なぜ、このようなことを言うかと申しますと、いろいろな子ども・子育てに関するメニューがあればあるほど、充実した地域包括ケアシステムになるのと思います。何か理由があってできていないのか、ニーズがあってできていないのか、皆様で議論できたらよいのではないかと思いました。

森田会長

他にはいかがでしょうか。今、4番にも入りましたが、3、4の子どもを取り巻いている支援や環境整備のところでは何か新しい視点、あるいは具体的な方針、このような方針があった方がよいのではないかということがあれば、よろしいでしょうか。具体的な事業はこれからです。方針がしっかりと決まってくればよろしいかと思います。

それでは最後に教育・保育等の基盤整備ということですが、これについては、量のみ込みと現状の体制です。これは具体的に事業量の算定に基づく数値が出てきます。これに基づいて、つくっていくこととなります。ここはもう、よろしいかと思います。

それでは、少しご意見をいただきましたが、全体で1から4のところでもう少し自分は言いたかったということがあれば、ぜひご意見を頂戴したいと思いますが、よろしいでしょうか。

私はこのところを言いたかったけど、このことはどこに入りますかということでも構いませんが、よろしいでしょうか。

この5つ柱、基本方針と11の視点でということですが、こちらで具体的な取組みを入れ込んでいくことをして参ります。よろしく願いいたします。

またお気づきの点がありましたら事務局へどうぞ事前にご連絡いただきまして、資料提供等についてもご意見頂戴できればと思います。よろしく願いいたします。

それでは今日の審議事項アについてはこれで終了いたします。

森田会長

イ 認定こども園整備の利用定員の設定について  
続きまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（山口）

それでは保育施設課の山口から説明をさせていただきます。  
資料2の和光市広沢複合施設における認定こども園整備につきまして、

説明させていただきます。

まず、広沢複合施設整備・運営事業について、こちらは長期休館となっている総合児童センタープール棟及び老朽化の進んでいる総合児童センターの建替えについて、市に払い下げを受けた隣接の国有地を含めて活用し、広沢地区の新たな拠点として既存施設の保健センターのリニューアルや児童発達支援センターに加えて、認定こども園等を総合的に整備する市の事業として、進めさせていただいています。

その中で認定こども園については令和3年4月開園に向けて、整備しています。第一期計画の中間見直しにおいて、第2期計画に整備を位置づけていますが、事業者の公募をする必要があることから、利用定員の設定について、本日、委員の皆様からご意見を聴衆させていただき、第2期計画に提供体制の量を反映していくものとなります。

利用定員の設定を行う上で、まず和光市における保育需要等の現状につきまして、大きく3点に分けてご説明させていただきたいと思えます。

1点目が待機児童数についてです。第一期計画に基づき施設整備を進めてきたことから、平成27年度以降減少傾向を保っております。しかしながら、1歳児を中心に待機児童を多く抱えている状況であり、認定こども園を整備するにおいても1、2歳児の定員枠を設定する必要があると考えています。

2点目が第一期計画期間において、2歳児までの受入れ施設である小規模保育事業所を多く整備し、連携施設の確保を和光市では付属校方式として第一義的責任を市で負い、整備を推進して参りました。利用定員数のみで考えると、2歳児の保育所と小規模保育事業所等の利用定員の合計は418人になるところです。一方、3歳児の保育所の利用定員は348人で、3歳児の受け皿が70人分ほど不足している状況となっております。実際には既存施設の弾力受入れや幼稚園への進学等により連携施設の確保を行っておりますが、今後は3歳児の受け皿については幼稚園を更に活用するとともに保育の質の向上を踏まえること、こちらを認定こども園において3歳児枠を拡充する必要性があると考えているところです。

そして、最後に3点目といたしまして、年間200日以上の子預かり保育事業を行っている市内保育園においては募集定員に対する受入人数の割合が令和元年5月1日時点において、99.33%とほぼ充足しており、一程度の保育ニーズに加え、教育ニーズは引き続き存在していると認識しております。

今回、広沢複合施設における認定こども園は事業者が市の公有地を貸借し、幼保連携型認定こども園を設置運営することを想定しております。このため、県の認可基準上、学校法人の借地による認定こども園の運営が認

められないため、社会福祉法人の運営となります。また、保育所認可基準より多くの運動場を必要とすることから敷地面積の関係上、定員規模は1、2、3号定員の定員をあわせて100名程度となると考えています。その中で、先に述べました和光市の保育需要の現況の3点を踏まえて、中段表の利用定員を予定しております。

また先ほども申し上げましたが、今回第2期計画策定前のタイミングに諮らせていただきました事由といたしまして、公募の法人及び整備期間等を考慮いたしますと、8月中に整備・運営事業者の公募を行わせていただきたいことから審議をお願いするものとなります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

森田会長

具体的には、広沢複合施設の中で展開される幼保連携型、保育園と幼稚園の機能を両方もっている複合型の施設をつくるということになります。一番後ろのページですが、その利用定員をつくることについて、この会議体に審議をいただいていますので、これについての審議をお願いしたいということになります。具体的にはここから募集をかけるということですので、このようなかたちで募集しますということですので、こちらについては、よろしいでしょうか。

1号認定は本当にわずかですが、完全な幼稚園枠という人たちです。子の方たちは保育園に行けない方たちという考え方ですので、ごくわずかですが、その方たちも入ることになります。よろしいでしょうか。

<異議なし>

森田会長

それでは、この複合施設の認定こども園の整備については利用定員枠の設定について、これを承認したということで募集に入っていくこととなります。よろしくお願いたします。

森田会長

ウ 放課後児童健全育成事業の緊急整備について  
事務局から説明をお願いいたします。

事務局（山口）

それでは資料3を用いて説明させていただきたいと思います。こちら、第一期計画期間における提供体制の整備につきましては令和元年度における提供体制854人の計画に対し、879人の提供体制を確保したことから、おおむね事業計画に掲げる提供体制を達成したと認識しているところで、しかしながら特定の地域において、計画に掲げる見込量が推計よりも

大きく上回る結果となりました。そのため当該地域では待機児童が発生している状況となっております。

今回、緊急整備としてご審議いただきたい施設といたしまして、北西エリアに位置しております北原小学校において、学童クラブと子ども教室を一体的な運営で行う施設の整備を行いたいかたちとなります。

こちらは2ページの説明になりますが、北原小学校区域は今後も宅地開発に伴うファミリー世帯の転入による影響により、学童クラブの待機は暫く継続する見込みとなっております。令和元年5月1日時点での待機児童数は19名、その内3年生が11名となっております。また、平成27年度以降は定員を上回る申請人数となっており、特に低学年の申請者数が増加し、平成31年4月入所では1、2年生の申請者数で定員数を超えてしまった状況です。

児童の成長等の状況や生活環境の変化を踏まえ、低学年児童を優先入所しているため、定員を上回る受入れを行っておりますが、学童クラブが必要な3年生以上の児童が入所できない状況となっております。また北原小学校区域付近に児童の放課後の居場所となりうる児童館や児童福祉施設の適切な場所がないことが、こちらの地域の特徴です。学区域の公共施設に「勤労青少年ホーム」と「新倉高齢者福祉センター」がありますが、小学生の居場所としてはそれぞれ課題があるような状況です。

その中、夏休み等、学校の長期休暇は一人で過ごす時間が長くなる児童が一定数いることから、放課後児童支援員を増員するとともに、小学校の教室等を活用し面積を確保して、短期入所を実施しておりますが、今年度は既に通常入所で定員以上の児童数の受け入れを行っているため、申請人数の全てを受け入れることが出来ず、不承諾者を夏休みの短期についても発生させてしまった状況です。

当該小学校で放課後の居場所づくり事業として全児童が参加できるわこうっこクラブは長期休暇中の運営が正午までのため、学童クラブの代替事業として、満たされていない状況となっております。

このような状況の中で続きまして、3ページにうつらせていただきますが、既存学童クラブの隣接地に新たな学童クラブとわこうっこクラブの2つの事業を一体的に行う施設を整備することとして、9月議会へ補正予算を上程、来年度の夏休み短期入所からの開所を目指して、整備を行いたいとするものです。こちらの施設規模としては290㎡程度の平屋で学童クラブ60人程度の定員確保とわこうっこクラブ分として40㎡の専用室、その他トイレや下駄箱、事務室といった共用部分に100㎡強を含めた施設での整備となります。また運営は委託を予定しています。わこうっこクラブに

	<p>についても同一法人が運営を行うことでの連携の向上、夏休み期間中、既存のわこうっこクラブの12時までの運営時間を17時までに延長することも予定しているようなかたちの施設です。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
森田会長	<p>いかがでしょうか。放課後児童健全育成事業の緊急整備ということで来年7月までに建物を建てるという関係で間に合わせるために今の段階での設置の承認をしたいということです。よろしいでしょうか。</p> <p>&lt;異議なし&gt;</p>
森田会長	<p>それではこちら承認をいただいたということで進めさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>審議事項はこれで終わりました。</p>
森田会長	<p>(3) 報告事項</p> <p>第1回和光市子ども・子育て支援会議基準検討部会に付された事項に対する審議結果について</p>
事務局(平川)	<p>続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局より報告をお願いいたします。</p> <p>それでは最後、資料4をご覧ください。こちら7月25日に開催しました和光市子ども・子育て支援会議基準検討部会の報告について、ご説明いたします。</p>
	<p>付託事項は表面に記述のとおり、10月1日から実施される幼児教育・保育の無償化に係る認可外保育施設に関し、経過措置期間に適用する基準を条例に定めることについて、基準検討部会に審査いただきました。審査の結果、原案のとおり承認をいただけたところです。</p> <p>内容について、簡単にご説明いたします。ページをめくり、スライド番号がありますが、2と書いてあるページをご覧ください。10月1日から実施される幼児教育・保育の無償化について、国は認可外保育施設を無償化の対象とし、その基準について、指導監督基準と同じ基準を法律で定めたところです。しかしながら経過措置期間を設け、その5年間は基準を満たさないまま無償化の対象施設とするとされたところです。</p> <p>スライド3ページ、その下の段をご覧ください。実際の法改正の内容が</p>

こちらになります。今、申しあげました、上の部分が5年間は経過措置を設けることになります。さらにアンダーラインの部分が附則として、地域の実情に応じて、この経過措置期間において市が条例で定める場合には指導監督基準の範囲内で基準を定めることができると法律が改正されたところではあります。

ページをめくっていただき、スライド6ページをご覧ください。市としては認可外保育施設を利用する子どもたちの安全確保を最優先と考えています。今回、経過措置期間に適用する基準として、「国が定める指導監督基準と同じ基準」を条例に定めることとしたため、その案件について、基準検討部会でご審査いただきました。この資料のとおり、ご承認をいただいたこととなります。この報告は先ほども申しあげたように和光市子ども・子育て支援会議条例第8条第6項に基づき、部会長による支援会議への報告事項となります。なおこの件については同時に7月5日から25日までパブリックコメントを実施して、その間、説明会を4回開催させていただきました。約40名程度の方にご参加いただきまして、7名の方からもご意見をいただき、おおむね賛同をいただいたところではあります。よって現在、9月議会にこの条例案を上程する手続きを行っていることを申し添えさせていただきます。

説明は以上となります。

森田会長

今、お話がありましたが、この基準ですが、今のご説明でお分かりいただけたでしょうか。よろしいでしょうか。部会の方ですでにパブリックコメントも行ったものになりますのでこのようなかたちで実施するということとなります。

それではこれで本日、この会議に託されました審議事項が3つ、そして、報告事項が終わりました。

(4) その他

森田会長

最後に残っていますが、こちらについては事務局よりございますか。

事務局(上原)

それでは、最後に次回の会議日程について、お知らせいたします。資料5のスケジュール(予定)をご覧ください。次回の会議の日程は9月25日(水)19:00~を予定しております。その後、第3回が11月12日、第4回が12月17日に予定しています。2020年1月にパブリックコメント募集を経まして、3月に第5回の会議を予定していますので、よろしく願いいたします。

森田会長

委員の皆様からは何かご発言はありませんか。よろしいでしょうか。  
それでは以上で本日のすべての審議事項が終了いたしました。  
以上をもちまして、第23回和光市子ども・子育て支援会議を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

署名人 \_\_\_\_\_ (印)

署名人 \_\_\_\_\_ (印)